

条例議案の概要

—平成19年3月定例会—

目 次

議案第 15 号	盛岡市副市長定数条例について……………	1
議案第 16 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	2
議案第 17 号	盛岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について……………	3
議案第 18 号	盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正 する条例について……………	4
議案第 19 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて……………	5
議案第 20 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に 関する条例について……………	6
議案第 21 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例及び盛岡市職 員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特 例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……………	7
議案第 22 号	盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について……………	8
議案第 23 号	盛岡市特別会計設置条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第 24 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について……………	10
議案第 25 号	玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部 を改正する条例について……………	10
議案第 26 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	11
議案第 27 号	盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について……………	12
議案第 28 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	13
議案第 29 号	盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について……………	14
議案第 30 号	盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改 正する条例について……………	15

議案第 31 号	盛岡広域都市計画事業浅岸地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正 する条例について……………	16
議案第 32 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第 33 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について……………	18
議案第 34 号	盛岡市汚水処理施設条例の一部を改正する条例について……………	18
議案第 35 号	盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について……………	19
議案第 36 号	盛岡市産学官連携研究センター条例について……………	20
議案第 37 号	盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について……………	22
議案第 38 号	盛岡市地域福祉センター条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 39 号	盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 について……………	24
議案第 40 号	盛岡市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 41 号	盛岡市改良住宅条例等の一部を改正する条例について……………	25
議案第 42 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第 43 号	盛岡市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について……………	28
議案第 44 号	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例に ついて……………	29
議案第 45 号	盛岡市立病院奨学資金貸付条例を廃止する条例について……………	30
議案第 46 号	盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について……………	31

議案第 15 号
盛岡市副市長定数条例について

- 1 改正の趣旨
地方自治法の改正に伴い、副市長の定数を定めようとするもの
- 2 改正の内容
(1) 副市長の定数は、2人とする。
(2) 盛岡市助役定数条例を廃止する。
- 3 施行期日
平成19年4月1日

議案第 16 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 改正の趣旨
組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするもの
- 2 改正の内容
市長の事務部局（水道・病院を除く）を、1,826人から1,590人とする。
市長の事務部局のうち福祉事務所員を、71人から74人とする。
水道事業を、172人から170人とする。
病院事業を新設し、212人とする。
議会の事務部局を、15人から14人とする。
教育委員会の事務部局を、73人から81人とする。
学校を、283人から282人とする。
学校以外の教育機関を、110人から102人とする。
監査委員の事務部局を、8人から7人とする。
農業委員会の事務部局を、14人から13人とする。
合計を、2,509人から2,479人とする。
- 3 施行期日
平成19年4月1日

議案第 17 号

盛岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 改正の趣旨
医師である職員で市長が特に認めたものの定年の特例を定めようとするもの
- 2 改正の内容
当該者の定年を平成22年3月31日までに限り、年齢69年とする。
- 3 施行期日
平成19年4月1日

議案第18号

盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

- 1 改正の趣旨及び内容
地方自治法の改正に伴う必要な規定を整備するもの
助役を副市長に、収入役を会計管理者に改める。
- 2 被改正条例
 - (1) 盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例
 - (2) 盛岡市教育長の給与等に関する条例
 - (3) 盛岡市下水道事業の設置等に関する条例
- 3 施行期日
平成19年4月1日

議案第 19 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方自治法の改正に伴う必要な規定を整備し、病院事業管理者の給与を定め、市長の給料の減額期間を延長するもの

2 改正の内容

(1) 助役を副市長に改め、収入役を削る。

(2) 医師である地方公営企業の管理者の給料の調整額及び地域手当の月額

ア 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額

イ 地域手当 給料月額及び給料の調整額の合計額に 100分の15を乗じて得た額

(3) 市長の給料の減額の期間を平成19年9月1日まで延長する。

3 施行期日

平成19年4月1日

議案第 20 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
について

1 制定の趣旨

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものである。

2 条例の内容

- ・盛岡市職員給与支給条例の一部改正
市立病院職員が支給対象となっている宿日直手当に関する規定を整理する。
- ・盛岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正
条例の適用となる職員に病院事業管理者を加えるほか、必要な規定の整理を行う。
- ・盛岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正
条例の適用となる職員に病院事業管理者を加える。
- ・盛岡市立病院使用料及び手数料条例の一部改正
病院事業管理者の設置に伴い、必要な規定の整理を行う。
- ・盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
市立病院職員が支給対象となっている特殊勤務手当に関する規定を整理する。
- ・盛岡市情報公開条例の一部改正
実施機関に病院事業管理者を加える。
- ・盛岡市個人情報保護条例の一部改正
実施機関に病院事業管理者を加える。

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

議案第 21 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例及び盛岡市職員の退職手当に関する条例及び旧盛岡市職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の例に準じ、地方公社等職員から市の職員となった者等の退職手当の額の計算に用いる利率を改定するほか、必要な規定の整理をしようとするもの

2 改正の内容

改正前 年5.5パーセント（定率）

改正後 以下のとおり。

平成 13 年 3 月 31 日以前	年 5.5 パーセント
平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで	年 4.0 パーセント
平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで	年 1.6 パーセント
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	年 2.3 パーセント
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	年 2.6 パーセント
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	年 3.0 パーセント
平成 21 年 4 月 1 日以後	年 3.2 パーセント

3 施行期日

公布の日。ただし、規定の整理に係る部分は、平成19年4月1日

議案第 22 号

盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について

- 1 改正の趣旨
地方自治法の改正，病院事業への地方公営企業法の全部適用等に伴う規定の整備をするもの
- 2 改正の内容
助役を副市長に，水道事業管理者を地方公営企業の管理者に改め，収入役を削る。
- 3 施行期日
平成19年4月1日

議案第 23 号

盛岡市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨及び内容

工業団地造成事業の終了に伴い、玉山区工業団地造成事業費特別会計を廃止しようとするもの

2 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

種別	金額	用途	備考
特別会計	2,100,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	1,500,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	1,000,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	500,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	200,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	100,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	50,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	20,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	10,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	5,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	2,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止
特別会計	1,000	工業団地造成事業費特別会計	廃止

議案第 24 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

議案第 25 号

玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国民健康保険税の所得割及び資産割の税率を改定するとともに、玉山区の介護分の均等割額及び平等割額を改定し、それに伴う軽減額も改定するものである。

2 改正の内容

改 正 内 容				適 用 関 係
○ 盛岡・都南地域の国保税率を次のように改正する。				平成19年度分から適用
市税条例第 142 条関係				
	区 分	現 行	改 正 後	
医 療 分	所得割	8.75%	9.60%	
	資産割	28.00%	14.00%	
	均等割	26,400 円	26,400 円	
	平等割	29,300 円	29,300 円	
介 護 分	所得割	2.30%	2.40%	
	資産割	4.30%	2.10%	
	均等割	6,400 円	6,400 円	
	平等割	6,700 円	6,700 円	
○ 玉山区の国保税率を次のように改正する。				
経過措置条例第 8 条関係				
	区 分	現 行	改 正 後	
医 療 分	所得割	7.10%	8.00%	
	資産割	40.00%	20.00%	
	均等割	25,000 円	25,000 円	
	平等割	30,000 円	30,000 円	
介 護 分	所得割	1.30%	1.80%	
	資産割	4.00%	2.00%	
	均等割	6,000 円	6,200 円	
	平等割	5,000 円	5,800 円	
○ 玉山区の介護分の軽減額を次のように改正する。				
経過措置条例第 8 条関係				
	区 分	現 行	改 正 後	
介 護 分	7 割軽減	均等割	4,200 円	4,340 円
		平等割	3,500 円	4,060 円
	5 割軽減	均等割	3,000 円	3,100 円
		平等割	2,500 円	2,900 円
	2 割軽減	均等割	1,200 円	1,240 円
		平等割	1,000 円	1,160 円

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日。

議案第 26 号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

道路法施行令が一部改正されたことに伴い、盛岡市道路占用料徴収条例で占用料の額を規定している別表に道路法施行令第7条第8号に掲げる器具（自転車等を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具）を追加し、その占用料の額を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 別表に次の内容を加える。

占用物件	単 位	占用料 (円)
政令第7条第8号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	A (近傍類似の土地の時価) に 0.018 を乗じて得た額

(2) 別表中、「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改める。

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

議案第 27 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

平成 19 年度の公立高等学校授業料について国の地方財政計画が示され、県立高等学校の授業料の改定が見込まれることから、これに準じて、市立高等学校に係る授業料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

区 分	現 行	改 定 案	引き上げ率
授 業 料	9,600円	9,900円	3.13%

※ 新単価は、平成 19 年度第 1 学年に入学する者から適用する。

※ 入学料（5,650円）及び考査料（2,200円）は、地方財政計画で改定がなかったことから現行額で据え置く。

3 改正による歳入見込み額

授業料 $(9,900 \text{円} - 9,600 \text{円}) \times 300 \text{人} \times 12 \text{ヶ月} = 1,080,000 \text{円}$

4 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

議案第 28 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築基準法の改正に伴い、構造計算適合性判定を要する建築物に関する確認申請及び計画通知に係る手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 構造計算適合性判定が必要となる建築物について

- ① 木造（高さ 13 メートル超又は軒の高さ 9 メートル超）
- ② 鉄骨造（4 階以上）
- ③ 鉄筋コンクリート造等（高さ 20 メートル超）

※ 原則は以上のとおりですが、建築物の形状等によっては規模等に関係なく構造計算適合性判定が必要となる構造計算（大臣認定プログラムを用いた場合など）を選択した場合も対象となります。

(2) 新たに手数料を徴収する事務及び金額

建築主事は建築確認（計画通知）を行うにあたり、上述の建築物の計画が一定の構造計算に係る基準に適合するかどうかを審査する場合において、岩手県知事等の構造計算適合性判定を求めなければならない制度が新設された。

これに伴い、新たに手数料を徴収する事務及び金額を定めるものである。

構造計算上の床面積の合計	構造計算適合性判定手数料	
	ピアチェック	再計算
～1,000 m ² 以下	188,000 円	137,000 円
	247,000 円	167,000 円
1,000 m ² 超～2,000 m ² 以下	281,000 円	183,000 円
	370,000 円	227,000 円
2,000 m ² 超～10,000 m ² 以下	668,000 円	375,000 円
10,000 m ² 超～50,000 m ² 以下		
50,000 m ² 超～		

※ ピアチェックとは、岩手県知事が指定する構造計算適合性判定機関の専門家による構造上の審査であり、再計算とは、ピアチェックのうち構造計算を大臣認定プログラムで行い、さらにその入力データを添付してもらい再計算によって行う審査です。

※ 建築確認申請手数料とは別に手数料を徴収するものである。

なお、市有施設等の建築確認（計画通知）を行う場合も必要となるものです。

3 施行日

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）の施行の日から施行する。

議案第 29 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

- (1) 白滝親水公園用地として基金に属する山林の一部を取り崩すもの
- (2) 外山市行造林契約の解除に伴い基金に属する山林の一部を取り崩すもの

2 改正の内容

(1) 条例別表第 1

改正前		改正後		備考
所在	面積(ha)	所在	面積(ha)	
盛岡市川目第 15 地割 1 番 13、 36 番 2 及び 72 番 1 盛岡市川目第 16 地割 145 番 1	32.61	盛岡市川目第 15 地割 1 番 13 の内、 及び 36 番 2 の内 盛岡市川目第 16 地割 145 番 1	32.06	山林用地の取崩し

(2) 条例別表第 4

改正前		改正後		備考
所在	面積(ha)	所在	面積(ha)	
盛岡市玉山区薮川字大の平 85 番 4	40.02	(削除)		市行造林契約の解除

3 施行期日

公布の日から施行するものとする。

4 取崩しの内容

(1) 白滝親水公園に係る用地

所在地 盛岡市川目第 15 地割 1 番 13 の内、36 番 2 の内、72 番 1

地目 山林

数量 1 番 13 の内 (448.91 m²)、36 番 2 の内 (4,362.24 m²)、
72 番 1 (729.52 m²) 合計 5,540.67 m²=0.55ha

(2) 外山市行造林契約解除に係る権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木

所在地 盛岡市玉山区薮川字大の平 85 番 4

数量 40.02ha

議案第 30 号

盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

従来、都市計画法では、市街化調整区域における20ヘクタール以上の大規模開発について、計画的なまちづくりを進める上で支障がない場合等に限り許可できることとされている。

また、大規模開発の基準面積についても、法及び政令に基づき条例で定めることにより緩和が可能とされており、当市においても本条例において20ヘクタールを5ヘクタールに緩和している。

しかし、今回の都市計画法の改正により、本年11月30日以降は市街化調整区域の大規模開発を許可できる制度自体が廃止されることとされた。

今回の法改正には経過措置が設けられておらず、廃止前に大規模開発の許可を受けた事案において制度が廃止された後に変更許可を受けようとしても許可が受けられず、結果的に開発が完了できないといった問題を生じる恐れがあるため、法の改正の施行に先立ち、開発行為の完了の見込みのない事業申請を防ぐため、本条例における当該規定を削除し、開発行為の確実かつ適正な指導を行おうとするものである。

2 改正の内容

市街化調整区域における大規模開発の基準面積の緩和規定を削り、これに伴う経過措置を定めるほか、都市計画法の条項移動に伴う整理を行おうとするものである。

3 施行期日

平成19年5月31日とする。ただし、規定の整理に係る部分は、都市計画法の一部改正の施行日と同じ平成19年11月30日とする。

議案第 31 号

盛岡広域都市計画事業浅岸地区土地区画整理事業施行規程等の一部改正について

1 改正の趣旨

土地区画整理事業の各地区事業施行規程において清算金の分割徴収の際に付す利子の利率について引用している住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号）が廃止されるため、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 61 条第 1 項の規定の範囲内（年 6 パーセント以内で施行規程で定める率）で新たに利子の利率を定めようとするものである。

2 改正の内容

清算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利率について、「住宅金融公庫法第 21 条第 1 項の表 1 の項利率の欄に規定する当初期間につき年 5.5 パーセント以内で公庫の定める率」と規定していたものを、「年 6 パーセント以内で規則で定める率」に改めようとするものである。

3 一部改正関係条例

盛岡広域都市計画事業浅岸地区土地区画整理事業施行規程

盛岡広域都市計画事業盛岡駅西口地区土地区画整理事業施行規程

盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程

4 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

議案第 32 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

道路交通法の一部改正に伴い、盛岡市動物公園の駐車場の使用料に中型自動車を加えようとするものである。

2 改正の内容

(1) 駐車場の使用料

大型自動車の区分に中型自動車を加え、使用料を 1,000 円 (1 台 1 回につき) とする。

	区 分	使用料 (1 台 1 回につき)
現行	大型自動車	1,000 円
	普通自動車	200 円
改正後	大型自動車及び中型自動車	1,000 円
	普通自動車	200 円

備考 この表において「大型自動車」、「中型自動車」及び「普通自動車」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する大型自動車、中型自動車及び普通自動車をいう。

3 施行期日

道路交通法の一部改正法の施行日とする。

議案第33号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第34号

盛岡市污水处理施設条例の一部を改正する条例について

1 盛岡市下水道条例の一部改正について

(1) 改正の趣旨

下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設を設けて排除しなければならない下水に含まれる亜鉛及びその化合物の基準を改めようとするものである。

(2) 改正の内容

亜鉛及びその化合物の基準を、1リットルにつき5ミリグラムから2ミリグラムに改める。

(3) 施行期日 平成19年4月1日

2 盛岡市污水处理施設条例の一部改正について

(1) 改正の趣旨

排水基準を定める省令の一部改正に伴い、污水处理施設に排除される污水に含まれる亜鉛及びその化合物の基準を改めようとするものである。

(2) 改正の内容

亜鉛及びその化合物の基準を、1リットルにつき5ミリグラムから2ミリグラムに改める。

(3) 施行期日 平成19年4月1日

議案第 35 号

盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

小貝沢地区コミュニティ消防センターが平成 19 年 3 月上旬に完成予定であることから、平成 19 年 4 月 1 日からその供用を開始しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
小貝沢地区コミュニティ消防センター	盛岡市新庄字小貝沢72番地5

(2) 使用料

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
小貝沢地区 コミュニティ消防 センター	研修室	300 円	400 円	400 円	700 円	800 円	1,000 円

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

4 事業概要

- (1) 建設場所 盛岡市新庄字小貝沢 72 番地 5
- (2) 構造 木造平屋建 延べ床面積 73.286 m²
・研修室 (20.495 m²)、車庫 (24.222 m²)、炊出訓練室 (8.488 m²)
- (3) 事業費 19,215 千円

議案第 36 号

盛岡市産学官連携研究センター条例について

1 制定の趣旨

技術の高度化による産業の振興を図るため、国立大学法人岩手大学と市との連携により新技術又は新製品を開発しようとする企業等を支援する施設として、産学官連携研究センターを設置するとともに、当該施設の管理に関し必要な事項を定めるもの。

2 内容

(1)設置

名 称	位 置
盛岡市産学官連携研究センター	盛岡市上田四丁目3番5号

(2)開館時間

午前9時から午後6時まで。研究開発室及び事業化支援ブースは、午前零時から午後12時まで。

(3)休館日

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・研究開発室及び事業化支援ブースは、休館しないものとする。

(4)入居資格

- ・新技術、新製品の開発を行おうとするもので、岩手大学と共同研究を実施する者。
- ・岩手大学の研究成果を基に、新たな企業の創出をしようとする者、又は創出した者。
- ・その他、センターの機能の補完に寄与すると認められる者。

(5)入居期間

研究開発室は原則3年以内で、最長5年まで入居可能。

事業化支援ブースは原則1年以内で、最長2年まで入居可能。

(6)使用料

別表のとおり。

(7)入居審査及び入居の決定

指定管理者の内部で入居審査委員会を設置し、指定管理者が決定。なお、第1回目の公募は4月中旬に行う予定であるが、指定管理者決定前のため、市長が入居者を決定する。

(8) 指定管理者

公募をしない指定管理者制度により、岩手大学に施設の管理運営を委託する。

○別表（使用料金表）

区 分		使用料（月額）
研究開発室	102号室, 202号室から206号室, 214号室から217号室, 302号室から304号室, 312号室から315号室	41,000円
	101号室, 201号室, 301号室	44,500円
	213号室, 311号室	46,500円
	208号室, 209号室, 306号室, 307号室	47,000円
	211号室, 212号室, 309号室, 310号室	47,500円
	207号室, 210号室, 305号室, 308号室	71,000円
事業化支援ブース	(1ブースにつき) 15,000円	
会議室	無料	

3 施行日

平成19年8月1日から施行する。ただし、入居者の公募及び指定管理者の指定手続きに係る規定については、条例公布の日から施行する。

議案第37号

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡南新都市開発に伴う土地区画整理により、本宮地区活動センターを移転新築することに伴い、当該施設の位置及び集会室の使用料を改めようとするものである。

2 改正の内容

本宮地区活動センターの位置を「盛岡市本宮字宮沢45番地1」から「盛岡市本宮字宮沢99番地1」に改め、使用料を次表のとおり改める。

〔現行の使用料〕

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

〔改正後の使用料〕

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

3 施行期日

平成19年4月13日

<参考>

当該施設は、地区活動センター、老人福祉センター、児童センターの合築館である。

*地区活動センター

- ・ 建築面積 824.86㎡
- ・ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建（一部鉄骨造平屋建：アリーナ棟）
- ・ 施設内容 アリーナ、集会室2、器具庫、更衣室2、控室2

*老人福祉センター

- ・ 建築面積 229.46㎡
- ・ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・ 施設内容 教養娯楽室、会議・講習室、相談室

*児童センター

- ・ 建築面積 429.53㎡
- ・ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・ 施設内容 児童遊戯室、図書室、集会室、児童クラブ室、器具庫

議案第 38 号

盛岡市地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第 40 号

盛岡市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例について

1 改正等の趣旨

障害者自立支援法の施行に伴い、同法に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業を行う施設の業務及び定員等を規定するため、関係する条例の一部改正又は廃止をするものである。

2 改正等の内容

(1) 盛岡市地域福祉センター条例の一部改正

経過的に行っているデイサービス事業を廃止し、新たに生活介護の障害福祉サービス等を行うための規定の整備を行う。

(2) 盛岡市知的障害者授産施設条例の一部改正

新たに生活介護、就労継続支援、地域活動支援センターⅡ型事業及び日中一時支援事業の障害福祉サービス等を行うための規定の整備を行い、しらたき工房条例とする。

(3) 盛岡市知的障害者デイサービスセンター条例の廃止（議案第 40 号の附則）

経過的に行っているデイサービス事業を廃止し、それ以外の事業及び新たな事業については、しらたき工房条例で一括して規定することから廃止する。

3 施行期日 平成 19 年 4 月 1 日

議案第39号

盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡南地区都市開発整備事業に伴う土地区画整理により、本宮老人福祉センター及び本宮児童センターを移転新築することに伴い、当該施設の位置を改めようとするものである。

2 改正の内容

本宮老人福祉センター及び本宮児童センターの位置を「盛岡市本宮字宮沢45番地5」から「盛岡市本宮字宮沢99番地1」に改めるものである。

3 施行期日

平成19年4月13日

<参考>

当該施設は、老人福祉センター、児童センター、地区活動センターの合築館である。

*老人福祉センター

- ・ 建築面積 229.46㎡
- ・ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・ 施設内容 教養娯楽室、会議・講習室、相談室

*児童センター

- ・ 建築面積 429.53㎡
- ・ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・ 施設内容 児童遊戯室、図書室、集会室、児童クラブ室、器具庫

*地区活動センター

- ・ 建築面積 824.86㎡
- ・ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建（一部鉄骨造平屋建：アリーナ棟）
- ・ 施設内容 アリーナ、集会室2、器具庫、更衣室2、控室2

議案第 41 号

盛岡市改良住宅条例等の一部を改正する条例について

第 1 盛岡市改良住宅条例の一部改正

1 改正の趣旨

盛岡市行財政構造改革の方針に基づき、改良住宅及び地区施設の維持管理業務について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」制度の導入に備え関係条例の整備を図るものである。

2 改正の内容

次の業務を指定管理者に行わせるものである。

(1) 業務内容

- ・改良住宅への入居、退去等の手続に関する事。
- ・地区施設の利用の手続に関する事。
- ・入居者に対する指導及び連絡に関する事。
- ・施設及び設備の維持管理に関する事。
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務を行う事。

(2) 日程

- ・公募開始 平成 19 年 8 月
- ・候補者選定 9 月
- ・結果通知、公表 10 月
- ・議決、管理者指定 12 月
- ・管理開始 平成 20 年 4 月

3 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日

第 2 盛岡市市営住宅条例の一部改正

1 改正の趣旨

盛岡市行財政構造改革の方針に基づき、市営住宅及び共同施設の維持管理業務について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」制度の導入に備え関係条例の整備を図るものである。

2 改正の内容

次の業務を指定管理者に行わせるものである。

(1) 業務内容

- ・市営住宅への入居、退去等の手続に関する事。

- ・共同施設の利用の手續に関すること。
- ・入居者に対する指導及び連絡に関すること。
- ・施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務を行うこと。

(2) 日程

- ・公募開始 平成19年 8月
- ・候補者選定 9月
- ・結果通知, 公表 10月
- ・議決, 管理者指定 12月
- ・管理開始 平成20年 4月

3 施行期日

平成20年4月1日

第3 盛岡市コミュニティ住宅条例の一部改正

1 改正の趣旨

盛岡市行財政構造改革の方針に基づき、コミュニティ住宅及び関連施設の維持管理業務について、地方自治法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」制度の導入に備え関係条例の整備を図るものである。

2 改正の内容

次の業務を指定管理者に行わせるものである。

(1) 業務内容

- ・コミュニティ住宅への入居、退去等の手續に関すること。
- ・関連施設の利用の手續に関すること。
- ・入居者に対する指導及び連絡に関すること。
- ・施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務を行うこと。

(2) 日程

- ・公募開始 平成19年 8月
- ・候補者選定 9月
- ・結果通知, 公表 10月
- ・議決, 管理者指定 12月
- ・管理開始 平成20年 4月

3 施行期日

平成20年4月1日

議案第 42 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立保育所民営化計画及び第 1 次民営化実施計画に基づき、盛岡市立津志田保育園を平成 20 年 4 月 1 日から民間に移管しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市保育所条例の表から津志田保育園の項を削除する。

3 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日

議案第 43 号

盛岡市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

近年、国等における若者労働者対策においてその対象者を概ね35歳未満としていることに鑑み、第8次勤労青少年福祉対策基本方針において勤労青少年福祉対策における勤労青少年の対象年齢がこれまでの「30歳未満」から「35歳未満」とされたことから、勤労青少年ホームを使用できる者の年齢の要件を改正しようとするものである。

2 改正の内容

勤労青少年ホームを使用できる者の年齢の要件を、現在の「30歳未満」から「35歳未満」に改正する。

4 施行期日

平成19年4月1日

議案第 44 号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の改正に伴い、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画について定めようとするものである。

2 改正の内容

市長は、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めたときは、これを告示するものとする。当該計画を変更したときも、同様とする。

3 施行期日 公布の日

議案第 45 号

盛岡市立病院奨学資金貸付条例を廃止する条例について

1 趣旨

病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、奨学資金の貸付けを病院事業管理者が定める制度とするため、条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

3 その他

新たに企業管理規程として、(仮称)盛岡市市立病院奨学資金貸付規程を制定する。

議案第 46 号

盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について

1 制定の趣旨

地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

・給与の種類

職員の給与は給料及び手当とするほか、支給される手当の種類を初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当とする。

・給料表

職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けること等について規定する。

・手当の支給事由等

職員に支給される手当の支給事由及び支給対象について規定する。

・その他

退職者の給与、給与の減額、育児休業職員の給与及び臨時職員等の給与の原則的な基準について規定する。

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日